

令和7年度 志摩市公共施設太陽光発電設備等導入事業
(PPA事業・学校給食センター) 公募型プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、令和7年度 志摩市公共施設太陽光発電設備等導入事業（PPA事業・学校給食センター）（以下、「本事業」という。）について、提案を求め、最も優れた者と契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本事業の概要、参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本事業についての発想、課題解決方法、取組体制等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本事業の内容に最も適した契約候補者を決定する方式をいう。

(手続き開始の公告)

第3条 市長は、本事業の参加者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

(1)令和7年度 志摩市公共施設太陽光発電設備等導入事業（PPA事業・学校給食センター）公募型プロポーザル方式募集要項（以下「募集要項」という。）

(2)その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

(1)志摩市ホームページ

(2)志摩市役所市民生活部環境・ごみ対策課窓口での閲覧

(募集要項)

第4条 前条第1項第1号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

| 項目 | 主な内容 |
|----------------|---|
| 1 事業の概要 | 事業名、事業の目的、事業内容、履行期間など |
| 2 実施型式 | 公募型 |
| 3 参加資格要件 | 必要な参加資格 |
| 4 参加申請・資格審査 | 参加申請書類の提出方法、提出先及び受付期間 |
| 5 提案書類の作成・提出方法 | 提案書の提出方法、受付期間及び注意事項など |
| 6 審査方法及び審査内容 | 審査の項目・配点、審査形式（ヒアリング、プレゼンテーション等）、開催日時、場所など |
| 7 質問及び回答 | 質問及び回答の方法 |

| | | |
|----|------------|----------------------------|
| 8 | 契約手続き等 | 契約候補者の決定方法など |
| 9 | 提出書類及び問合せ先 | 担当部署名、連絡先 |
| 10 | その他 | 必要経費の負担、審査結果の公表、施設見学の取扱いなど |
| 11 | 日程 | 全体スケジュール、契約候補者の決定までの流れ |

(参加資格要件)

第5条 本事業のプロポーザルに参加する資格を有する者は、募集要項の公告の日から本事業に係る委託契約締結の日までの間、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和7年6月1日現在で、志摩市競争入札資格者名簿(志摩市契約規則(平成16年志摩市規則第69条)第3条第2項に規定する競争入札資格者名簿をいう。)において、募集要項に定める対象部門に登録されていること。
- (3) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成20年志摩市告示第34号。以下「指名停止措置要綱」という。)の規定に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく会社更生手続き開始11年法律第225号)の規定に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申し立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) 募集要項に定める参加資格要件を満たしていること。

(失格基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当した場合は、その者の本事業への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格要件等を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず提出書類が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに提出書類が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた提出書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた提出書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本事業のプロポーザル手続きにおいて、本要領、募集要項に違反する等、本事業の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加表明書等の提出)

第7条 本事業のプロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書等の募集要項に定められた書類を提出するものとする。

2 前項の規定により提出する資料の提出方法及び受付期間は募集要項に定めるところによる。

(参加資格審査)

第8条 前条の規定による参加表明書等の提出があったときは、当該参加表明書等を提出した者の参加資格審査を実施し、ヒアリング審査参加資格者を選定するものとする。

2 市長は、前項の規定により選定した者に対しては、書類審査による選定通知書(様式第6号)により、同項の規定により選定されなかった者に対しては、書類審査による非選定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 第1項のヒアリング審査参加資格者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日(志摩市の休日を定める条例(平成16年志摩市条例第2号)第1条第1項各号に定める休日(以下「市の休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して5日(市の休日を含まない。)以内に、書面により回答しなければならない。

(ヒアリング審査)

第9条 志摩市公共施設太陽光発電設備等導入事業(PPA事業・学校給食センター)プロポーザル方式選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、審査要項に基づき、前条第1項の規定により選定されたヒアリング審査参加資格者から提案書等について、ヒアリング審査を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本事業の契約候補者として決定するものとする。

2 選定委員会は、ヒアリング審査が完了したときは、その結果について指定した期日までに提案者全員に公募型プロポーザル結果通知書(様式第9号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により契約候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日(市の休日を含まない。)以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して7日(市の休日を含まない。)以内に、書面により回答しなければならない。

(参加辞退)

第10条 参加申込者は、契約候補者が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、公募型プロポーザル辞退届(様式第10号)を提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(審査結果の公表)

第11条 市長は、第9条第1項の規定による審査結果について、志摩市ホームページにおいて契約候補者の商号又は名称及び契約候補者の総得点を公表するものとする。ただし、提出された書類、審査の過程等は公表しない。

(契約の締結)

第12条 第9条第1項の規定により決定された契約候補者と本事業の仕様等について協議し、契約を締結するものとする。

- 2 契約候補者が、辞退、失格その他の理由により本事業の契約を締結することができなくなったときは、その旨を次点者に通知するとともに、当該者と本事業の仕様等について協議し、契約を締結するものとする。ただし、次点者が審査要項に定める得点要件を満たさない場合を除く。
- 3 前項の規定は、次点者が辞退、失格その他の理由により本事業の契約を締結することができなくなった場合における当該者の次点者以降の者について準用する。

(留意事項)

第13条 本事業のプロポーザル実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1)参加表明書、提案書及び諸様式(以下「提出書類」という。)の作成及び提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2)本事業のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出書類に虚偽の内容を記載した者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合があるものとする。
- (3)受付期間終了後の提出書類の再提出、差替え等は認めない。ただし、提案書の内容を確認するため、市から追加資料を求めた場合はこの限りでない。
- (4)提出書類は、参加者に返却しない。
- (5)提出書類は、本事業の審査以外の目的には使用しない。
- (6)提出書類は、非公表とする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、選定委員会において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月4日から施行する。